

出張理美容に関する規制緩和の提言

平成27年1月26日
株式会社パイプドビッツ
美歴カンパニー

目次

P3	...	弊社について
P4	...	提言内容
P5	...	「理美容業を行う場所」に関する規制の現状
P7	...	「理美容業を行う場所」に関する規制下における現場の実態 ～品川区、川崎市、横浜市で出張理美容業を展開する企業の声～
P9	...	「出張理美容を行う事業主体」に関する規制の現状
P10	...	「出張理美容を行う事業主体」に関する現場の実態 ～品川区、川崎市、横浜市で出張理美容業を展開する企業の声～
P11	...	規制緩和による効果
P12	...	規制緩和により発生しうるリスクと対策案
P14	...	関連法令等 改正の方向性(案)
P15	...	結論

弊社について

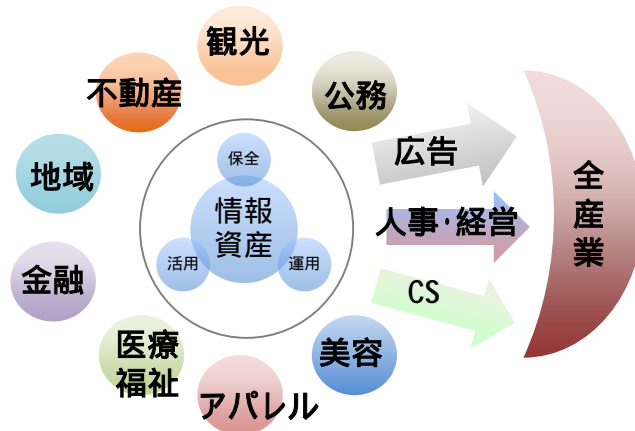
概要

商号	: 株式会社パイプドビット	代表者	: 代表取締役社長 CEO 佐谷 宣昭
設立	: 2000年(平成12年)4月3日	資本金	: 466,107千円(2014年5月末現在)
従業員数	: 180名(2014年2月末現在)	上場市場	: 東京証券取引所市場第一部 [3831]
認定	: プライバシーマーク 10820057(07) ISO/IEC 20000-1:2011/JIS Q 20000-1:2012 (ITMS513019) ASP・SaaS 安全・信頼性に係る情報開示認定制度		: ISO/IEC 27001:2005 / JIS Q 27001:2006 (IS90515) ISO 9001:2008 (FS501308) IaaS・PaaS 安全・信頼性に係る情報開示認定制度

事業内容

情報資産プラットフォーム事業

「情報資産の銀行」という事業コンセプトを掲げ、あらゆるユーザーの情報資産活用を通じ、一つ一つの企業、各業界内、業界間における課題を解決し、ビジネス発展に貢献することを使命としています。



私たち、「美歴カンパニー」は、「美容」に関わる事業者、業界内、業界間の課題解決を支援しています。

提言内容

出張理美容に関わる規制に対し、下記の緩和を提言します。

1. 「理美容業を行う場所」の規制緩和

施術内容を記録することを条件とし、「理美容所以外の場所において業を行うことができる場合」を(段階的に)拡大する。

2. 「出張理美容を行う事業主体」の規制緩和

出張理美容を行う事業主体が理美容所開設者かどうかに関わらず柔軟に認める。

「理美容業を行う場所」に関する規制の現状

理容師法・美容師法施行令 の現状

【理容師法施行令 抜粋】

(理容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第四条 理容師が法第六条の二 ただし書の規定により理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合
- 三 前二号のほか、都道府県(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区にあつては、市又は特別区)が条例で定める場合

【美容師法施行令 抜粋】

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第四条 美容師が法第七条 ただし書の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合
- 三 前二号のほか、都道府県(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区にあつては、市又は特別区)が条例で定める場合

第四条では、**一・二号、その他条例で定める範囲で**、理容所・美容所以外の場所で業を行えるとしている。

「理美容業を行う場所」に関する規制の現状

条例の現状(参考)

【品川区美容師法施行条例 抜粋】

「第4条 美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設等において、当該施設に入所する者等に対し美容を行うとき。
- (2) 演劇に出演する者等に対し、出演等の直前に美容を行うとき。」

【川崎市美容師法施行条例 抜粋】

「第4条 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において、美容所を利用できない入所者、美容所を利用することが著しく困難な入所者等に対し業務を行う場合
- (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合
- (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合
- (4) その他市長が特に必要と認める場合」

【横浜市美容師法施行条例 抜粋】

「第4条 令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者であって、美容所に来ることができないもの又は美容所に来ることが著しく困難なものに対して当該施設において業務を行う場合
- (2) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合
- (3) その他市長が特に必要と認める場合」

条例では、理美容所以外での施術は、**社会福祉施設等の入所者、興行場で演芸を行う者等に対するもの程度に限られているのが現状である。**

「理美容業を行う場所」に関する規制下における現場の実態

～品川区、川崎市、横浜市で出張理美容業を展開する企業の声～

「身体的な理由で出張理美容を必要としている方々に、サービスを提供できない」

認知症の方のご家族や両足を骨折している方から「出張理美容をしてほしい」とお申し込みがあり、管轄保健所に提供可否を問合せたところ…



保健所の回答



認知症の方でも理美容室に行くことは可能なので、出張理美容サービスは提供できない。

両足骨折していてもタクシーで行くことは可能だろうから、出張理美容サービスは提供できない。

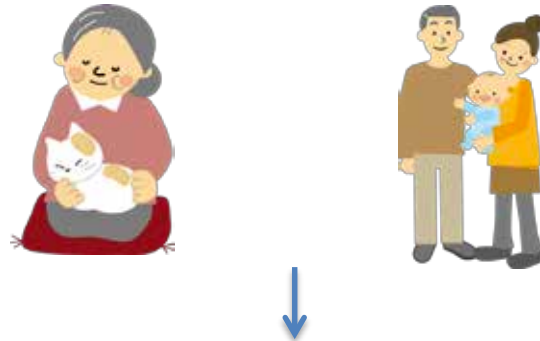
政令や各条例の定めに基づき各保健所が下している判断と、実際に身体的理由で出張理美容を欲している方々のニーズに大きな乖離がある。

「理美容業を行う場所」に関する規制下における現場の実態

～品川区、川崎市、横浜市で出張理美容業を展開する企業の声～

「身体だけでなく家庭等環境により出張理美容を欲している人々に応えられない」

独居老人の親族や、小さいお子さんを抱える主婦の方からの問合せも増えてきている。



しかしながら、法、政令、条例の定めから、明らかに対応不可能であり、お断りせざるを得ない状況。

社会環境、家庭環境など、身体的な理由以外でもサービスを利用したいニーズと政令・各条例の定めには大きな乖離がある。

「出張理美容を行う事業主体」に関する規制の現状

平成25年12月25日 厚生労働省課長通知

【平成25年12月25日 厚生労働省老健局高齢者支援課長から各都道府県・指定都市・中核市福祉担当部(局)長宛の通知 「出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について」 抜粋】

「2. 出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしいことから、事業者の選定に当たり、このことを十分に考慮願いたいこと。」

なお、法、政令、条例にて、出張理美容を行う実施主体が「理美容所開設者でなければならない」という主旨の規定は無い。

法・政令・条例での規定は無いものの、出張理美容を行う事業者の「選定」を各自治体を実施するにあたり、「理美容所開設者」であるか否かがその判断に影響を与えている可能性がある。

「出張理美容を行う事業主体」に関する現場の実態

～品川区、川崎市、横浜市で出張理美容業を展開する企業の声～

「現場では、出張理美容の実施主体が理美容所開設者かどうかは重要でない」

厚労省の「実施主体者は理美容所開設者がふさわしい」という通知があるが、理美容所開設者であるかどうかを問わず、出張理美容で衛生管理を徹底するのは当然である。



それを前提として、出張理美容サービスは見た目だけでなく、理美容所に来れない人たちの“心”や“身体”のケアまで行うことが求められ、必要とされている。その意味では理美容所におけるサービスと同じ感覚で行えるものではない。



また、子育てや親の介護を経験し、「自分の経験と、培ってきた自分の腕を活かしてもう一度社会貢献したい」という、元理美容師の求職者が非常に多い。

規制によって、そういった方々の多様な働き方の可能性を狭めてしまうのは、非常にもったいないと感じている。

衛生管理面だけで「実施主体として理美容所開設者がふさわしい」というのは、実際に現場で行っていることや求められることと乖離がある。

規制緩和による効果

高齢者やその家族、子育て世代に優しい社会作りへの貢献

現状の規制下では対応できない高齢者や育児中の親などに対して、自宅等での理美容サービスを提供できるようにすることで、「理美容」という観点から、高齢者や子育て世代に優しい社会作りに貢献できる。



新規雇用創出 (主に女性理美容師の復職を前提とする)



理美容師免許を保有し、現在その職に就いていないが、理美容師として復職を希望している女性が約8.4万人いる。復職したくてもできない最も多い理由は、「就業時間」。理美容所で働くには、フルタイム以外厳しいが、出張理美容であれば、柔軟な働き方が可能になり、復職機会を創出することができる。

その他、家族による“自宅カット”等で理美容室を利用していない約1,900万人を対象とする、新規マーケット創出等の経済的効果(年間最大152億円程度)や衛生面での改善効果などが期待できる。

規制緩和により発生しうるリスクと対策案

(1) 衛生面、コンプライアンスの問題

リスク

出張理美容の場合、施術場所や施術道具の衛生面、また、サービス提供者によるコンプライアンス意識が課題となりうる。



対策案(考え方)

・事業者 **届出制**

衛生面含めコンプライアンスへの取り組みをしっかりと行える事業主体者かをチェックできるように届出制とする。

・厚労省の**衛生管理要領の遵守**

事業者に対し、厚労省の「衛生管理要領」の遵守徹底を推進する。

・**施術記録を保存し、事後のチェックが可能な環境を作る。**

施術場所、時間、施術内容、使用した道具の記録と保存(5年程度)を義務化する。それにより、当局がいつでも履行状況を確認できる環境を作る。
なお、現在はITの普及により、以前に比べて記録を残しやすい状況にあると言える。



規制緩和により発生しうるリスクと対策案

(2) マーケットへの影響

リスク

新しい出張理美容サービスにより、既存の理美容室が持つ顧客流出の可能性
がある。



対策案(考え方)

**既存の理美容室に行っていない、利用できない人に対するサービスであり、
新しい市場を創る。また、理美容師免許を持つ人たちの復職機会を創出
する効果も見込むことができる。**

なお、既存マーケットへの影響を見極めるために、段階的に出張理美容サービス提供可能対象を拡大させていくことを検討する。

関連法令等 改正の方向性(案)

理美容所以外での業務を行えることを条件付きで可能とする

1) 関係法令

- ・美容師法施行令 第四条
- ・理容師法施行令 第四条

2) 改正内容の方向性

- ・施術場所、日時、内容(メニュー)、金額、使用した道具を記録し、保管しなければならない。
- ・保管している記録は、その提出を自治体から求められた場合、提出することを義務とする。

3) 消費者保護の観点と、徴税の観点

- ・記録は、施術を受けたお客様にも共有する。
- ・記録をすることで、徴税も効率的に行うことが期待できる。

4) マーケット保護の観点

- ・まずは、高齢者と未就学児と同居の家族の対象とするなど、段階的な解禁を検討する。

結論

1. 施術内容を記録することを条件とし、「理美容所以外の場所において業を行うことができる場合」を(段階的に)拡大する。
2. 出張理美容を行う事業主体が理美容所開設者かどうかに関わらず柔軟に認める。

上記、出張理美容に関する規制緩和を提言します。